

日本臨床整形外科学会における医療事故等の公表に関して

1 公表の目的

当会では安全医療体制の確保のために、様々な取り組みを行っています。そのひとつとして「医療安全指針」「より安全な医療を構築するために」「X線撮影安全管理指針」「医療事故防止のためのチェックリスト」等を発刊し各医療機関に配布しております。しかし残念ながら、医療安全に十分配慮しても医療事故を完全に防ぐことは困難であります。

医療の透明性を高め社会的信頼を得るため、当会では医療事件事例収集事業を行い、医療事故等の公表基準に従って積極的に公表することにいたしました。

2 医療事故等のレベル

	レベル	事故の内容
インシデント	0	エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
	1	患者に実施されたが実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)
アクシデント	2	事故に伴う処置や治療は行わなかった(患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査等の必要性は生じた)
	3a	簡単な処置や治療を要した(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮静剤の投与など)
	3b	濃厚な処置や治療を要した(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など)
	4a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
	4b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う
	5	死亡(原疾患の自然経過によるものを除く)

(国立大学医療安全管理体制問題小委員会の指針による分類に準じる)

3 公表基準のまとめ

- 1)レベル0～3b :年2回程度、集計の上公表する。
- 2)レベル4a,b :一括公表か原則公表かを検討の上公表する。
- 3)レベル5 :原則公表する。

4 公表に当たっての留意点

公表に際しては、平成17年4月1日施行の個人情報保護の保護に関する法律(いわゆる個人情報保護法)等に則り、患者側のプライバシーに十分な配慮をし、その内

容から患者が特定, 識別されないように個人情報保護するとともに, 医療従事者の個人情報の取扱いにも十分配慮する。個別公表に際しては患者・家族に十分公表内容を説明し同意を得る。

5 個別公表内容

- 1) 事故名
- 2) 年齢・性別
- 3) 発生経過(事故に係わる医療行為、原因など)
- 4) 事故後の対応(調査委員会の開催、対応、進捗状況)
- 5) 事故再発防止策

☆ 一括公表

☆ 個別公表

平成 20 年9月

日本臨床整形外科学会
理事長 藤野圭司
副理事長 浦門 操
医療安全・倫理委員会
担当理事 山内四朗
山本日出樹